HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「関帝」の誕生へ : 明中後期の関羽信仰［全文の要約］
Author(s)	朝山, 明彦
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16478号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95076
Type	doctoral thesis
File Information	Akihiko_Asayama_summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　氏名：　朝　山　明　彦

学位論文題名
「関帝」の誕生へ一明中後期の関羽信仰

本論文は、神格化した三国時代の武将関羽を信仰する関羽信仰を論の中心に据え、中国の明代、特に中期から後期に焦点を絞り、その信仰の具体的様相を描いたものである。すなわち、明朝という国家の実録史料と、その国家に関わった官僚の記録、さらには地方志や文集雑記を駆使することによって、関羽が「関帝」となる道筋を辿るものである。

「序章」では、まず先行研究を整理する。一九四〇年代の井上以智為氏の研究を嚆矢に、二〇二〇年代現在の顔清洋氏に至る先学の成果を辿り、約八〇年に亘る関羽信仰の研究史を紹介する。関羽信仰の研究とは、まず井上氏の論を検証しその説を辿り深めるか、或いは井上氏が全く言及してない点を追求するかにある。その後、現代の顔清洋氏が井上氏の論を深化させたため、今後は井上氏の論に加え顔清洋氏の論を基礎に関羽信仰を考えていくべきである。

こうして、先行研究を述べた上で、明代の関羽信仰を研究対象とするのは、三つの研究方法と克服すべき課題があることを述べる。

一つには、先行研究同士を連関し、明代の関羽信仰の全体像をつかむことである。先に提示した先行研究は、総論の研究も各論の研究も互いに参照し合っていることが少ない。そのため、現状は先行研究同士がうまく繋がっていないため、明代全般を通した関羽信仰に対する研究成果が見えにくい。まずは先学の成果を一つの形にまとめ、その上でどこに問題点があるのかを明確にする必要がある。

二つには、先行研究が明代「最盛期」または「発展期」と提示する関羽信仰の具体的状況を探ることである。ここでは官僚の具体的な記録を収集・解読し、また地方志による関羽祠廟の名称の数量把握を試みている（【表一】「地方志に於ける関羽祠廟の数量把握」【表二】「集計表」【表三】「名称の分類」参照）。明人が関羽信仰と如何に向き合い、如何に捉えていたのかを考える。

そして、三つには、先学が不明としてきた関羽の「帝号」問題を整理することである。明代は関羽が皇帝となり、「関帝」が誕生する劇的転換期である。にもかかわらず、その経緯は未だ不明な点が多く、諸説紛々で錯綜している感すらある。そこで、先学の説を整理し、史料を増幅し、何が問題となり何が不明であるのかをまとめあげ、関羽が「帝号」を有することになった経緯を明らかにしていく。

そこからまず、明朝の関羽への対応として、諸神との対比を念頭に、洪武期から嘉靖期までの『明実録』の記載と先学の成果を綴る。関羽ばかりではなく諸神に目を転じると、明朝の他神祭祀の先例には、関羽への帝号に先んじて「上帝」「大帝」や「真君」の賜与が見て取れる。すなわち、成化期の金闕上帝・玉闕上帝、北極中天星主紫微大帝、宣徳期の崇恩真君や隆恩真君などがある。そのため、ここまでの段階では関羽が諸神に抜き出て尊崇されているとは一概には言い難い。

こうした流れの中で、「第一章」では、明中期の関羽信仰の具体的状況として陝西高陵出身の官僚呂柟に焦点を当てる。中央（北京）の翰林院から地方（山西）の判事に左遷された呂柟は、関羽に関する文献集である『義勇武安王集』や当地の地方志［嘉靖］『解県志』を刊行する中で関羽を顕彰した。この呂柟の記録は、当地の関羽信仰を観察者として書き留めた貴重な記録である。呂柟の関羽信仰への関わりはこれだけにとどまらず、山西から南京に任官してからも「重修義勇武安王廟記」などを撰じ、南京燕子磯の関羽廟に関して叙述するなど、当時の関羽信仰を拾い上げ、記録する役割を果たした。そして、呂柟が刊行した『義勇武安王集』は、古くて文字の判別もままならなかった（元）胡琦の『関王事蹟』を取り込み、現在刊行の『義勇武安王関公集』として当時の信仰を今に伝える意義も果たしている（【表四】「呂柟撰『義勇武安王関公集』の構成」参照）。

「第二章」では、明後期の関羽信仰の具体的状況として浙江烏程出身の治水官僚潘季馴に焦点を当てる。明後期の隆慶から万暦にかけての淮南地域は、黄河の氾濫が相次いだため、人々はあらゆる神に祈り、治水を願った。その中で黄河治水（治河）の霊験を顕わし、台頭したのが関羽である。明の時代の邳州は、後漢の時代に下邳と言い、その昔、関羽が駐屯した地であった。そうした地縁もあってか、当地の人々は関羽に治河顕霊を祈り、最初は信じていなかった潘季馴も、その成果を目の当たりにして関羽への尊崇を深め、人々の信仰をうまく活用しながら、治水を成功に導いていく（潘季馴撰『総理河漕奏疏』など）。いわば、関羽信仰の当事者としての記録である。潘季馴は関羽の治河の功を称え、遂には明朝に対して関羽に封号

（或いは帝号）を賜与するように奏請するに至った。黄河治水の功を嘉して関羽に封号をもとめる流れは、関羽信仰の中でも非常に特殊でまた独自性がある。さらに潘季馴の関羽信仰への関わりは、これで終わらずに、地元の烏程に関羽廟を建立し、治水等を願ったのであった（［崇禎］『烏程県志』）。

「第三章」では、関羽が帝号を賜与され「関帝」へ至る道筋の整理と筆者の自説を展開する。まず改めて関羽への帝号問題に係る先行研究が挙げた史料を整理し、帝号賜与の年代・封号名・場所・関係者を分類する（【表五】「明代の関羽への帝号賜与」参照）。その上で、特に顔清洋氏が近著で示した「三界伏魔大帝」への布石を述べていく（顔清洋［二〇二三］『新関公全伝』（台湾学生書局））。顔氏以前に、王見川氏が示したように、万暦三十五年（一六〇七）正月、正一教の張国祥が付印した史料（『太上妙経』）から元帥たる関羽が「崇寧真君」に勅封されたことがわかる（王見川［二〇〇二］「軍神・協天大帝・関聖帝君：明中期以来的関公信仰」（『台湾宗教研究通訊』四））。その後、『明神宗実録』によると、同年十一月から翌万暦三十六年（一六〇八）九月にかけて、万暦帝の生母李太后は自身の出身地・通州潞県の永楽店に景命殿なる宮殿を建立し、左右に仏寺と漢寿亭侯祠を建てた。ここに至る段階で、すでに李太后は自身が建立した寺院の石碑に関羽像を浮彫にし、関羽を尊崇していた形跡がある（北京郊外の慈壽寺）。通州潞県の永楽店における漢寿亭侯祠はやがて顕忠廟となり、遂には「護国崇寧至徳真君廟」となり、関羽の位階は「崇寧真君」から「護国崇寧至徳真君」になっていった。ここにきて明朝は、公式に関羽を漢寿亭侯以外の「崇寧真君」「護国崇寧至徳真君」として祀り、後者は『明実録』に記録された。その後、万暦四十二年（一六一四）二月に李太后は逝去する。李太后への念が強かった万暦帝は夢で生母に感応し、同年十月に北京の月城廟に「真君」を超えた「三界伏魔大帝」の「帝号」を賜与することになったのである。その変更は「特封」であったためか祀典には記されず、そのため天啓四年（一六二四）七月になって初めて、関帝たる関羽が公式に宣布された。

この先学の説を補足するものとして、本論文では新史料を提示する。明朝が関羽を「崇寧真君」に封じる以前に、民間にはすでに「崇寧真君」たる関羽信仰があった（［万暦］『宿遷県志』など）。また『太上妙経』にある関羽を「崇寧真君」に封じたことを裏付けるものに、福建省泉州市の関羽画像には実際に関羽が「崇寧真君」に封じられたと考えられる題刻があった（鄭振満・丁荷生編纂［二〇〇三］『福建宗教碑銘彙編』泉州府分冊上巻）。そして、関羽への封号を引き出す立役者となった李太后の生地である通州潞県には、李太后建立の「護国崇寧至徳真君廟」とは異なる関羽廟があり、当地にすでに関羽信仰の下地があったことを確認した（［康熙］『通州志』など）。

最後に、「終章」以降で関羽への帝号の意義を述べる。明朝では洪武期の武成王廟の廃止後は、関羽を帝国の最高武神に据えたという説もあるが、神々は生前の封号をもって祀るとする洪武の［神号改正詔］の影響か、関羽の封号はずっと生前の封号「漢寿亭侯」のままであった。

一方で、地方社会に目を転じた時、地方志に見える関羽祠廟の名称は、先の【表一】【表二】【表三】のように五〇〇以上の数量を抽出したところ、関羽を「関王廟」「武安王廟」などの王号で祀る祠廟は七割以上にのぼり、圧倒的に多いことがわかった。明朝国家が関羽は漢寿亭侯とする祀り方に反し、多くの地方では「関王」や「武安王」などの王として関羽を捉えていたのであった。

そのような風潮の中で関羽信仰が益々隆盛となると、方々で関羽への封号を求めたという記載が見られるようになる。従来は、先学の王氏が指摘するように、民間の「私封」である「協天」を冠する帝号（例えば協天大帝）が万暦十年代には関羽に付せられたとする。しかし、筆者が見たところ、関羽が帝号を有するのは万暦期より早く、『道蔵』史料にはすでに隆慶期（隆慶元年）に見られる（（清）朱珪による『道蔵輯要』星集九）。

その後、明朝の関羽への対応は、万暦三十五年（一六〇七）正月の「崇寧真君」、翌年九月の「護国崇寧至徳真君廟」、そして、万暦四十二年（一六一四）十月の「三界伏魔大帝神威遠震天尊関聖帝君」の賜与となった。この三者を一にする封号「三界伏魔大帝神威遠震天尊関聖帝君」の賜与こそが、明朝が関羽に対して封じた確証のある帝号である。結果的に見れば、「大帝」「天尊」「帝君」を有するこの長い封号名に、明朝の関羽への尊崇の全てが込められていると、本論文は結論付ける。